

令和6年度 喜多方市総合計画審議会 次第

日時：令和6年11月7日（木）10時00分

会場：大会議室（ホール棟2階）

委嘱状交付

1 開 会

2 市長あいさつ

3 会長あいさつ

4 諮 問

5 議 事

- ・ 喜多方市総合計画の進捗状況等について

【資料1】総合計画（基本計画）の指標実績について

【資料2】喜多方市の行政サービスに対する満足度アンケート調査結果

6 そ の 他

7 閉 会

喜多方市総合計画審議会委員名簿

No.	区分	所属機関等	氏名	備考
1	関係行政 機関の長	会津若松公共職業安定所喜多方出張所 所長	渡部 正一	
2		喜多方建設事務所 所長	杉原 雅人	
3	関係団体 の役職員	喜多方市行政区長会連合会 会長	齋藤 義人	
4		会津よつば農業協同組合 常勤監事	田中 学	
5		会津喜多方商工会議所 会頭	佐藤富次郎	
6		きたかた商工会 会長	物江 一久	
7		喜多方市社会福祉協議会 会長	齋藤 勇	
8		会津喜多方青年会議所 直前理事長	瓜生 真吾	
9		連合福島耶麻・喜多方地区連合会 議長	長谷川武之	
10	学識経験を 有する者	喜多方建設事務所 企画管理部長	小水 欧貴	
11		喜多方市教育委員会 委員長職務代理者	高橋 明子	
12		喜多方市農業委員会 農業委員	齋藤 澄子	
13		公立大学法人会津大学短期大学部 准教授	八木橋 彰	
14	学識経験を 有する者 (公募委員)	公募委員	米山 英敏	
15		公募委員	星 勉	
16		公募委員	上野 恵子	
17		公募委員	小澤 清一	
18		公募委員	貝沼 邦博	

(任期：令和7年3月31日迄)

審議会 出席者名

市 長	遠藤 忠一	企画政策部長	遠藤 紀雄
総務部長	永井 輝彦	市民部長	小荒井 浩
保健福祉部長	五十嵐俊之	産業部長	都倉 浩二
建設部長	佐藤幹二郎	教育部長	佐藤 茂雄
熱塩加納総合支所長	渡部 敏裕	塩川総合支所長	大場 悟
山都総合支所長	山口 和志	高郷総合支所長	佐藤 利則

事務局

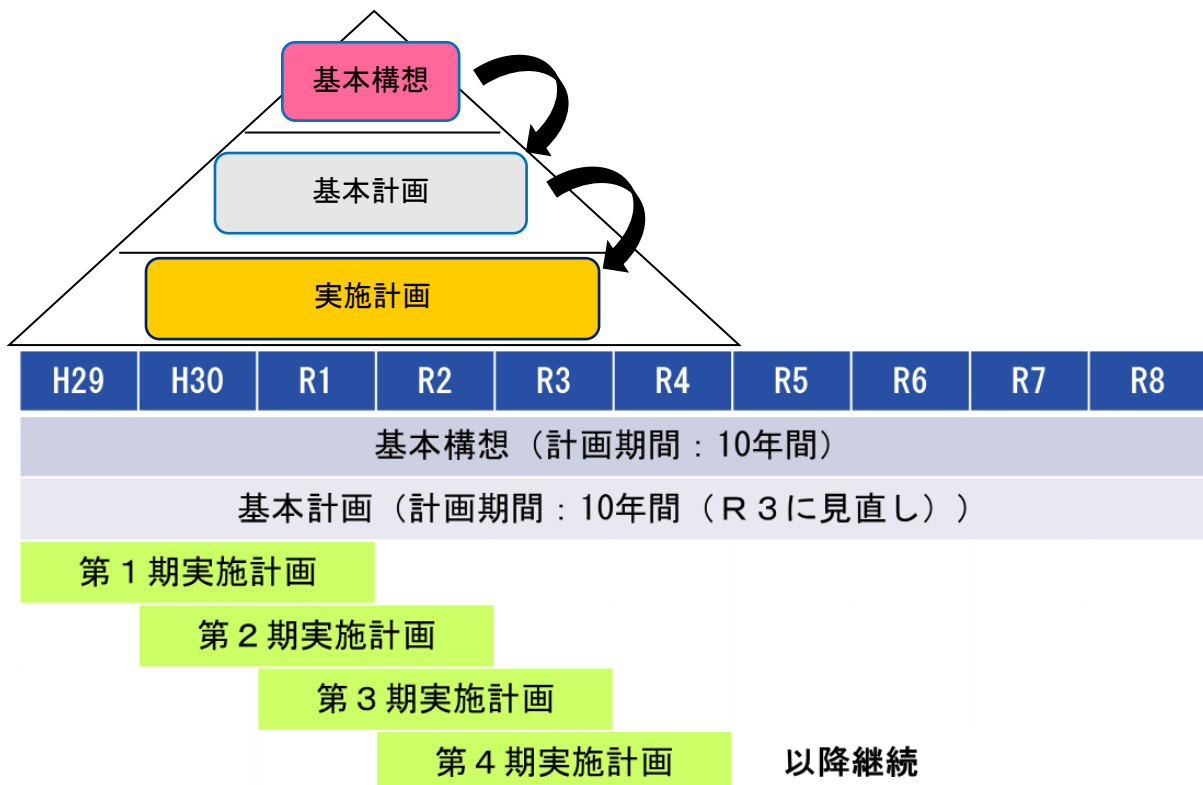
企画調整課長	長谷川 仁	企画調整課長補佐	横山 武憲
企画調整課副主任主査	久保 隆	企画調整課主査	佐藤 康文

【喜多方市総合計画審議会】

- ＜概 要＞ 喜多方市総合計画について、調査・審議を行う。
- ＜委員構成＞ 行政機関の長、関係団体の役職員、学識経験者 計 18 名
- ＜任 期＞ 2 年（令和 5 年 10 月 2 日～令和 7 年 3 月 31 日）
- ＜事 務＞ 委員委嘱 → 市から審議会への諮問 → 審議会から市への答申

【喜多方市総合計画】

- ＜位置づけ＞ 計画的に市政運営していくための指針。市の最上位計画。
- ＜計画期間＞ 10 年（平成 29 年度（2017 年度）～令和 8 年度（2026 年度））
- ＜構 成＞
- ・基本構想（目指す将来像と目標、その実現に向けた基本方向）
 - ・基本計画（基本構想に基づき、各分野で実施する施策・指標）
 - ・実施計画（基本計画で定めた、各施策の展開に必要な事務事業）



※ R 6 は「第 8 期実施計画」です。

喜多方市総合計画審議会条例

平成18年3月29日条例第261号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長の諮問に応じ、喜多方市総合計画（市の発展に向けた施策の基本的方向を総合的かつ体系的に示し、計画的に市政を運営していくための指針となる計画をいう。）について調査審議するため、喜多方市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員18人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の長
- (2) 関係団体の役職員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 第1項第1号及び第2号に掲げる者のうちから委嘱された委員は、これらの者でなくなったときは、その職を失うものとする。

(会長)

第4条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された審議会の最初に開催される会議は、市長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会は、審議のため必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画政策部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。